

【改正のポイント】

- ①協議会の「目的」に、オンデマンド運行システムを追記（第2条）
- ②共同事務局の大阪府担当を企画室から成長産業振興室へ変更（第10条）
- ③委員名簿の更新

【①の趣旨】

「近未来技術等社会実装事業」提案時の事業概要では、今年度から自動運転の実証を行うことになっていたが、**今年度は自動運転の実証を行わずオンデマンド運行の実証を行う。**

よって、今年度実施する「オンデマンド運行システムを活用したスマートモビリティ」の実証も協議会の協議事項となることを明確にするため、目的に追記するもの。

【新旧対比表】

新	旧
<p>（目的） 第2条 協議会は、内閣府において「近未来技術等社会実装事業」として採択された、河内長野市南花台地区における自動運転技術やオンデマンド運行システム等を活用したスマートモビリティの社会実装事業を通じて、地域の課題解決を図り、スマートエイジング・シティの取組みの推進に寄与することにより、まちづくりの発展に貢献することを目的とする。</p>	<p>（目的） 第2条 協議会は、内閣府において「近未来技術等社会実装事業」として採択された、河内長野市南花台地区における自動運転サービスの社会実装事業を通じて、地域の課題解決を図り、スマートエイジング・シティの取組みの推進に寄与することにより、まちづくりの発展に貢献することを目的とする。</p>
<p>（事務局） 第10条 協議会の事務局は、大阪府商工労働部成長産業振興室及び河内長野市総合政策部政策企画課に置くものとし、事務局を共同で担うこととする。</p>	<p>（事務局） 第10条 協議会の事務局は、大阪府政策企画部企画室及び河内長野市総合政策部政策企画課に置くものとし、事務局を共同で担うこととする。</p>